

## 1. ブロックの品質

- ブロック塀に使われるブロックは、JIS A 5406（建築用コンクリートブロック）の規定に適合するものを推奨する。

表 4 ブロックの種類・性能・寸法の一例（断面形状による区分：空洞ブロック）

外部形状 による区分	圧縮強さ による 区分	圧縮強さ （正味断面 圧縮強さ） （N/mm <sup>2</sup> ）	化粧の有 無による 区分	防水性 による 区分	モジュール 呼び寸法 （mm）		正味 厚さ （mm）	標準 目地幅 （mm）
					長さ	高さ		
基本形	A (08)	8以上	素地 化粧	普通 防水性	300以上 900以下	100以上 300以下	100以上 200以下	1～10
基本形	B (12)	12以上						
横筋	C (16)	16以上						
異形	D (20)	20以上						

注：モジュール呼び寸法とは、標準目地幅を含んだ寸法のこと。

塀には、一般に空洞ブロックと呼ばれているものを使用する。このほか型枠状ブロックと呼ばれ空洞部を大きくして、コンクリートを空洞内に充填しやすくしたものもあり、基礎や控壁又は塀そのものにも使われるが、ここでは省略（設計規準参照）する。

## ①外部形状による区分

基本形ブロック、基本形横筋ブロック及び異形ブロックがある。異形ブロックとは、隅用、半切など使い方による分け方であり、透かしブロック、かさ木ブロックなどはJISの規格外品である。

## ②圧縮強さによる区分

A、B及びCとは、以前にA種、B種、C種と呼ばれていたものに該当し、Dは2017年に新設された。一般にはA（08）も用いられるが、B（12）が最低ラインで、塀の耐久性を考慮すればC（16）を用いることが望ましい。

## ③防水性による区分

普通ブロックと防水性ブロックに分けられる。防水性ブロックには防水性が求められ、その性能は、透水性として300ml/m<sup>2</sup>h以下である。

## ④化粧の有無による区分

素地とは、化粧を施していない平らな表面そのままであり、化粧とは着色、塗装、研磨、切削、洗い出し、たたき、スプリット、スランプ リブ付きなど意匠上有効な仕上げをしたものをいう。

## ⑤モジュール呼び寸法

モジュール呼び寸法で長さ300～900mm及び高さ100～300mmの範囲から標準目地幅を引いた寸法が製品の寸法となる。一般にブロック塀に使用するブロックは、塀の高さにより正味厚さは120mm、150mmのものを、長さ（横）及び高さ（縦）の寸法は、標準目地幅が10mmの場合は長さ390mm、高さ190mmのものである。

## 2. 鉄筋の品質

鉄筋の品質は JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）又は JIS G 3117（鉄筋コンクリート用再生棒鋼）のうち SD295A、SD345 または SDR295 の異形鉄筋で、公称直径を示す呼び寸法が D10 又は D13 を用いる。

**10**

## － 配筋 － ブロック塀の配筋（規準 5 条）

### 1. 壁体の配筋

- 縦筋の間隔は、表 5 の数値以下とする。
- 横筋の間隔は、800mm 以下（通常は 600mm）とする。

表 5 縦筋の間隔

控壁 ・ 控柱	ブロック塀の高さ (m)	補強ブロック塀		
		空洞ブロック※1のとき の縦筋の間隔 (mm)	化粧ブロックのとき	
			ブロックの長さ (mm)	縦筋の間隔※2 (mm)
あり	1.6以下	800	400、500、600	600
			900	450(900)
	1.6を超え2.2以下	400	400、500、600	600
			900	450(900)
なし	1.2以下	800	400、500、60	600
			900	450(900)
	1.2を超え1.6以下	400(800)	400、500、600	400(600)
			900	(450)

注：※1：素地ブロックと読み替える

※2：（）内の数値は D13 を用いたときの間隔

### 2. 横筋の配置

- 横筋は基本形横筋ブロックの横筋を挿入する空洞部に配置し、鉄筋の末端は控壁などに定着をさせる。定着ができない場合は、端部縦筋にかぎ掛けする。
- 壁頂部には必ず横筋を配置する。

### 3. 縦筋の配置

- 縦筋は、基礎に 40d 以上定着をさせて壁頂部まで 1 本で立ち上げて末端をかぎかけする。縦筋はフレア溶接（溶接長さは片側 10d 以上、両側 5d 以上）をする場合を除き、壁体内での重ね継ぎ手を禁止している。
- 縦筋は、壁頂部の横筋に 180°フック（余長 4d 以上）でかぎ掛けするか、90°フック（余長 10d 以上）で添える。
- 補強ブロック塀の控壁の縦筋は、塀の高さ 1.8m 以下では D10 以上、1.8m を超える場合は D13 以上とする。
- 塀交差部の縦筋は、D13 以上とする。